四　地方自治法の一部改正関係

1　条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならないこととした。（第七四条の二第一項関係）

2　認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができることとした。（第二六〇条の一八第三項関係）

五　農業協同組合法の一部改正関係

農事組合法人の総会に出席しない組合員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第七二条の一四第三項関係）

六　農業保険法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第七九条及び第八五条関係）

七　戸籍法の一部改正関係

1　届書への届出人の押印を不要とすることとした。（第二九条関係）

2　証人を必要とする事件の届書への証人の押印を不要とすることとした。（第三三条関係）

3　口頭で届出をする場合、書面への届出人の押印を不要とすることとした。（第三七条第二項関係）

4　航海中に出生があったときにおける航海日誌への船長の押印を不要とすることとした。（第五五条第一項関係）

八　公認会計士法の一部改正関係

1　公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合、証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法により証明をすることができることとした。（第二五条第三項関係）

2　無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定をしたときの書面による通知に代えて、被監査会社等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三四条の一〇の四第七項関係）

3　監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合、当該証明に係る業務を執行した社員における当該証明書への押印を不要とすることとした。（第三四条の一二第二項関係）

4　監査法人は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合、証明書による証明に代えて、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法により証明をすることができることとした。（第三四条の一二第三項関係）

九　損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正関係

総会に出席しない会員は、定款で定めるところにより、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができることとした。（第七条の二の一三第三項関係）

一〇　建設業法の一部改正関係

1　建設業者は、建設工事の見積書の交付に代えて、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとした。（第二〇条第三項関係）

2　特定専門工事の元請負人及び下請負人は、主任技術者の配置に係る合意について、書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により合意をすることができることとした。（第二六条の三第四項関係）

一一　土地改良法の一部改正関係

清算人が作成する貸借対照表及び財産目録並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第六九条及び第七一条関係）

一二　船主相互保険組合法の一部改正関係

組合員が臨時総会の招集に係る書面を理事に提出する場合において、定款で定めるところにより、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三〇条第四項関係）

一三　建築士法の一部改正関係

1　一級建築士、二級建築士又は木造建築士が設計を行った場合における設計図書への押印を不要とすることとした。（第二〇条第一項関係）

2　管理建築士等は、建築主に対し設計受託契約又は工事監理受託契約の重要事項の説明をするときは、重要事項を記載した書面の交付に代えて、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとした。（第二四条の七第三項関係）

一四　商品先物取引法の一部改正関係

1　創立総会に出席しない加入予定者は、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第二七八条第一〇項関係）

2　総会に出席しない会員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第二九三条第三項関係）

一五　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正関係

裁定申請書への申請人又は代理人の押印を不要とすることとした。（第二五条の二第二項関係）

一六　漁船損害等補償法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第五九条及び第六一条関係）

一七　宅地建物取引業法の一部改正関係

1　宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したとき、依頼者への書面の交付に代えて、依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三四条の二第一一項関係）

2　宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に宅地建物取引業者の相手方等に交付する書面への宅地建物取引士の押印を不要とし、また、相手方等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第三五条第五項及び第七項～第九項並びに第三七条第三項～第五項関係）

一八　公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正関係

保証契約に係る公共工事の発注者は、保証金の支払の請求について、書面による請求に代えて、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法により当該請求をすることができることとした。（第一三条第三項関係）

一九　中小漁業融資保証法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第六一条及び第六三条関係）

二〇　土地区画整理法の一部改正関係

1　組合員が臨時総会の招集に係る書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三二条第四項関係）

2　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことができることとした。（第三八条第四項関係）

3　代理人が代理権を証する書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三八条第八項関係）